

飯田市障がい者活躍推進計画

(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画)

令和2年4月1日

飯田市長
飯田市教育委員会
飯田市議会議長
飯田市選挙管理委員会
飯田市代表監査委員
飯田市農業委員会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、国は「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）及び「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）など、総合的な計画として全国に障がい者施策を展開してきました。

私たちは、あらゆる多様性との結び目となるとともに、尊重・信頼・共感によって、障がいを持つ人たちとの「仕事のやりがい」を感じ合えるチームの構築と、雇用機会の創出に努めてまいります。

また、本計画を障害者の雇用の促進等に関する法律（令和元年法律第36号）第7条の2第1項に基づく障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画として位置づけ、一体的に取り組むことといたします。

第1 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

I 飯田市・II 教育委員会・III 飯田市立病院 それぞれ計画を策定し目標、評価、取組を行う

I～III 計画 別紙